

### 3 4 総合的な治安体制の確立について

(警察庁, 消防庁, 文部科学省, 財務省)

#### 提案の要旨

**「減らそう犯罪」の推進**  
**安全・安心なまちづくりの推進～互いに支えあう地域づくり**  
**繁華街・歓楽街における組織犯罪・風俗総合対策の推進への支援**  
**警察官の増員**

#### 現状及び課題

##### 【現 状】

平成 15 年から展開した「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動により, 刑法犯認知件数が減少するなど, 指数治安は改善されつつあるものの, 子どもを対象とした犯罪や組織犯罪の深刻化等により, 県民の体感治安はいまだ改善されていない。現在, 広島県総合計画「元気挑戦プラン」の重点プログラムに「総合的な治安体制の確立」を掲げ各種施策に取り組んでいる。

具体的には, 「今後 5 年間でピーク時の半減を目指す」という犯罪抑制目標を掲げ, 「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プランを新たに策定するなど, 県民・事業者・市町等多様な主体が協働・連携して, 安全・安心なまちづくりに向けた取組みを推進するとともに, 警察署再編事業((仮称)福山北警察署新設等), 交番相談員の全交番配置(154 交番)など治安基盤の確立に向けた取組みを推進中である。

##### 【課 題】

これまでの県民運動の展開により, 刑法犯認知件数の減少面では一定の成果が出ている(H18 年末: H14 年対比 41%減少)が, 安全・安心なまちづくりと体感治安の改善を図るためには, 県民運動の定着と更なる発展を図るとともに, 緊急に講ずべき治安対策を重点的に推進していくことが重要となっている。

県民運動の市町・地域レベルでの定着・拡大に向け, 住民及び事業者等による自主防犯活動の活性化, 市町による安全・安心なまちづくりの促進, 地域の防犯リーダーの育成等を進めていく必要がある。

県内の繁華街・歓楽街(流川・薬研堀地区及び松浜地区)では, 従来からの暴力団の暗躍に加え, 不法滞在外国人等が様々な利益を求めて流入していることがうかがえることから, 犯罪の起こりにくい環境づくりと取締りの強化を一層図っていく必要がある。

警察官一人当たりの負担人口は 569 人で, 全国平均(502 人)を大きく上回っており, 更なる警察官の増員が必要である。

#### これまでの取組状況及び前年度提案結果

##### 「減らそう犯罪」関係

##### 【取組状況】

平成 15 年 1 月 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の施行  
 平成 15 年 2 月 広島県「減らそう犯罪」推進会議の設立(会長~県知事, 県民・事業者・行政等の代表で構成)  
 平成 15 年 10 月 アクション・プラン(平成 15 年~17 年)の策定  
 平成 16 年 4 月 広島県「減らそう犯罪」連絡調整会議の設置(知事部局, 教育委員会, 警察本部で構成)  
 平成 18 年 7 月 条例の一部改正(県民・事業者の責務の拡充, 子どもの安全確保の充実)  
 平成 18 年 11 月 新たなアクション・プラン(平成 18~22 年)及び子どもの防犯指針等の策定

##### 【前年度提案結果】

繁華街における組織犯罪対策用資機材(流川・薬研堀地区ほか 2 府県 2 地区で整備)

##### 警察官増員関係

##### 【取組状況】

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
全国の増員数	4,500	4,000	3,150	3,500	3,500	3,000
本県の増員数	140	140	80	60	100	90

##### 【前年度提案結果】

全国の地方警察官 3,000 人が増員され, うち本県警察官 90 人が増員

## 提案の内容

### 「減らそう犯罪」の推進

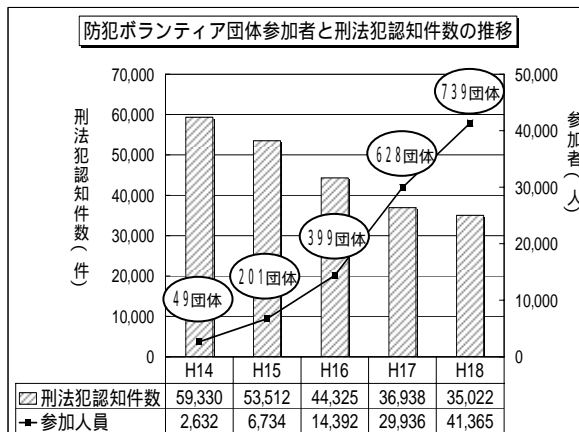
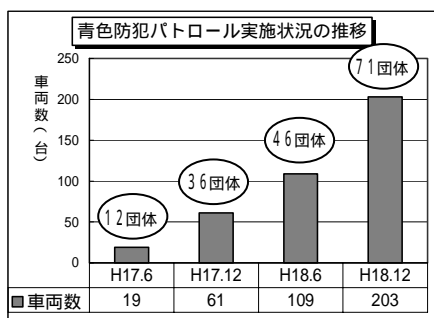
#### 安全・安心なまちづくりの推進～互いに支えあう地域づくり

ア 警察庁の地域安全安心ステーションモデル事業を平成 20 年度以降も継続実施するとともに、地域の安全活動（防犯・防災等）を支援する他省庁の同種モデル事業について、市町・地域等において効果的・一体的な活用が図れるよう、手続の一元化事業の共同化を検討すること。

#### 【関連事業】

- ・「地域安心安全ステーション整備モデル事業」（消防庁）
- ・「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」（文部科学省）

イ 青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール（青色防犯パトロール）が促進されるよう、実施団体への各種支援を行うこと。



ウ 安全・安心なまちづくりに向けた事業者による取組みが促進されるよう、実施事業者に対する税制上の優遇措置等を検討すること。

エ 子どもが安心して通学等ができる環境を整備するため、関係省庁が緊密に連携の上、「子ども110番の家」の全国的な普及及び効果的な運用に向けた制度化を図ること。

#### 繁華街・歓楽街における組織犯罪・風俗総合対策の推進への支援

街頭犯罪が多発し、暴力団組事務所の集中、違法風俗営業の乱立、外国人犯罪の多発等様々な問題を抱える繁華街・歓楽街に対し、国としての重点的な組織犯罪対策等に係る支援策を講じること。

#### 国における「深刻化する組織犯罪への抜本的な対策の推進」の内容

- ・ F I U（資金情報機関）の移管及び犯罪収益流通防止対策の推進
- ・ 外国人人体情報システム（B I C S）の整備
- ・ 自動車ナンバー自動読取システムの整備・拡充

繁華街・歓楽街対策については、特別対策推進本部の捜査体制を強化し、徹底した取締りを行い、一定の成果を挙げているが、繁華街・歓楽街を温床とする犯罪組織の弱体化・壊滅を図るためには、更なる対策の強化が必要である。

#### 繁華街・歓楽街における主な取組事例等

- ・ 街頭防犯カメラシステム（防犯カメラ 30 台）の運用開始（H17.12～）
- ・ 風俗案内や不当な客引き・誘引行為等を規制するため県条例の制定・改正（H18.3）
- ・ 「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会」による官民一体の取組み（H18.8～）

#### 警察官の増員

ア 当面、警察官一人当たりの負担人口が全国平均並みとなるように、増員すること。

イ 将来的には、警察官一人当たりの負担人口が概ね 500 人となるように、増員すること。